

日南振徳高等学校

「いじめ防止基本方針」



宮崎県立日南振徳高等学校

令和6年4月1日

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	・・・ 1
1	いじめの定義	
	(1) いじめの認知	
2	いじめの防止等に関する基本的な考え方	
第2	いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	・・・ 1
1	いじめの防止のための組織「いじめ問題対策委員会」の設置	
2	いじめの防止・早期発見・いじめに対する措置等に向けた取組	
	(1) いじめの防止に向けた取組	
	(2) いじめの早期発見に向けた取組	・・・ 2
	(3) いじめに対する措置	
	(4) いじめ解消の判断	・・・ 3
3	重大事態への対応	・・・ 4
	(1) 宮崎県教育委員会への報告	
	(2) 説明責任の遂行	
4	その他の留意事項	
	(1) 組織的な指導体制	
	(2) 校内研修の充実	
	(3) 校務の効率化	
	(4) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実	
	(5) 関係機関との連携	
第3	その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	・・・ 5
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	
	(1) 基本方針の見直し期間	
	(2) 基本方針の公開	
資料1		・・・ 6
	・学校いじめ防止プログラム	
資料2		・・・ 7
	・学校におけるいじめ防止の為の職務別ポイント	
	(1) いじめの防止のための措置	
	(2) 早期発見のための措置	
	(3) いじめに対する措置	・・・ 8
	①情報を集める	
	②指導・支援体制を組む	
	③-A 子供への指導・支援を行う	・・・ 9
	③-B 保護者と連携する	
資料3		・・・ 10
1	学校生活の中で見られるいじめのサイン	
	(1) いじめられた生徒のサイン	
	(2) いじめた生徒のサイン	・・・ 11
資料4		・・・ 12
1	家庭生活の中で見られるいじめのサイン	
	(1) いじめられた生徒のサイン	
	(2) いじめた生徒のサイン	
資料5	いじめに対する措置	・・・ 13
資料6	いじめ認知チェックフロー	・・・ 14
別紙1	年間を通したいじめ防止指導計画	・・・ 15
別紙2	いじめ相談の窓口について	・・・ 16

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

(1) いじめの認知（資料6）

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（以下「いじめ問題対策委員会」という）を活用して行う。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- 全教職員が、いかなるいじめ問題も軽視することなく、いじめを受けている生徒を守ることを最優先し、迅速に対応します。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるという事実を正しく理解し、いじめ問題に対して適切に対応します。
- 「いじめ問題は人権問題である」と捉え、「いじめは絶対に許さない」という強い意志で「いじめゼロの学校」を目指します。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置し、月1回の定例会の開催のほか、いじめ事案の発生時などに適宜開催する。

(1) いじめ問題対策委員会の構成員

副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談支援部長、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
人権同和教育推進リーダー、（その他関係職員）

(2) いじめ問題対策委員会の活動

- 「学校いじめ防止基本方針」の作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルの作成とその実施状況の確認
- 校内研修会の企画・立案
- 調査（学校生活アンケート等）の結果・報告等の情報整理及び分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・認知・対応方針の決定

2 いじめの防止・早期発見・いじめに対する措置等に向けた取組

(1) いじめの防止に向けた取組

いじめ問題の対応は、いじめを起させないための予防的取組が最も大切であると考え、教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる活動に取り組む。

- ① 生徒が主体となった活動
 - 学校行事（歓迎遠足、クラスマッチ、振徳祭等）
 - 委員会活動
 - 部活動
 - ホームルームでの話し合い活動（クラス会議等）
 - ボランティア活動
- ② 教職員が主体となった活動
 - 生徒一人ひとりの実態に応じた「わかる授業」の実践
 - 職員相互の授業研究会
 - 学校生活全般（友人関係、学習面や進路等）に関する心の面談期間の設定
 - 教科やホームルーム等を中心とした人権教育や情報モラル教育
 - 各種集会（全校集会、学科集会、学年集会等）での講話
 - 外部講師による講演会

(2) いじめの早期発見に向けた取組

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応であることから、日頃の生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく早期に発見し、早期の対応に取り組む。

- ① いじめられた生徒、いじめた生徒が発するサインを、保護者、職員で共有する。
 - 生徒の発する具体的なサインを作成し、PTA総会等で情報を発信し共有する。
 - 教職員や保護者が具体的なサイン表で定期的な確認を行う。また、面談やアンケートにおいて、「いじめがある」と回答した生徒に対しては、いじめの様態や事実関係の確認を踏まえ、いじめの認知について判断するものとする。
- ② 定期的な教育相談期間の設定と、生徒が相談しやすい環境を整備する。
 - 心の面談期間の設定（学期1回）
 - いじめ相談の窓口の周知（PTA総会）
 - ・校内では、担任や副担任、教育相談担当職員を窓口とする。
 - ・面接及び電話により受け付ける。（詳細は、別紙2を参照）
- ③ 定期的なアンケート調査を実施し、集計結果を教職員で情報共有するとともに個別の聴き取り面談を行い、生徒自身の希望に添うような具体的な対応を検討する。
 - 学校独自のアンケート
 - ・「学校生活アンケートⅠ（ASSESS）」（記名式：6月・11月）
 - ・「学校生活アンケートⅡ（いじめ関係）」（記名式：6月・1月）
 - 県下一斉のアンケート（記名式、11月）
 - 『いじめ・体罰に関するアンケート』・『携帯電話等に関するアンケート』
- ④ いじめ問題対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図り、いじめの予防に務める。
 - 職員会議、学年会、学科会、教科担任会での情報共有
 - 進級時の引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の共有（事例内容と具体的な対応等）

(3) いじめに対する措置

いじめの発生が確認されたとき（疑いを含む）は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を行う。

- ① 留意事項
 - いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速な対応を行う。

- いじめた生徒、観衆、傍観者等に対しても、いじめに関する基本的な考え方や互いに認め合いながらいじめ問題を解決するための指導を行う。
 - いじめの解決に向けては、特定の教職員が抱え込まず、学年・学科及び学校全体で組織的に対応する。
- ② いじめの発見・報告・通報を受けたときの対応
- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をやめさせる。
 - いじめられている生徒や、通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - 発見又は通報を受けた職員は、いじめの事実について、生徒指導主事（「いじめ問題対策委員会」を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに連絡する。
- ③ 情報の共有、対応方針の決定
- 上記②の情報を受けた生徒指導主事等及び管理職は、直ちに委員会を開催し、関係学科主任及び関係職員も含め情報の共有化を図り、対応方針を協議し決定する。
- ④ 事実関係についての調査
- いじめ問題対策委員会において調査方法を決定する。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長は県教育委員会へ直ちに報告する。
 - 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ問題対策委員会の職員のほか、生徒との関係に配慮し職員を選任する。
 - 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を臨時に行う。
※アンケート調査結果については、いじめられた生徒又はその保護者にその情報を提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ⑤ いじめの認知及び解決に向けた指導及び支援
- 事実関係が把握された時点で、いじめ問題対策委員会において、いじめの認知について協議を行う。いじめと認知された場合、指導及び支援の方針を決定する。
 - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ問題対策委員会で決定する。
 - 指導や支援については、いじめ問題対策委員会の委員や学年・学科職員と連携して組織（チーム）で対応する。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
 - 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- ⑥ 関係機関への報告・連絡・相談
- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
 - 深刻ないじめや暴力行為等において、生命や身体財産への被害があるなど、犯罪行為の可能性がある場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。
 - 円滑な連携を図るために、日頃から警察等の関係機関の担当者との関係を築き、いじめ問題について、積極的に連絡・相談する。
- ⑦ 継続指導・経過観察
- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
- (4) いじめ解消の判断
- いじめの解消の判断は、以下の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、この2つの要件に限定せず、必要に応じて、それぞれのケースに応じて、その他の事

情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等から、更に長期間にわたっての経過観察が必要と判断される場合は、いじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。全教職員はいじめを訴えた生徒の様子を含め状況を更に長期間注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身に苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 重大事態への対応

(1) 宮崎県教育委員会への報告

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（「宮崎県いじめ問題対策委員会」）に協力する。

○生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 など

○生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速な調査結果により判断する。

(2) 説明責任の遂行

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時、適切な方法で説明する。

4 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ問題対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織（チーム）で対応する。

(2) 校内研修の充実

基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかかからな

いように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの防止や早期発見・実態把握等のいじめ問題に対する取組状況など、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を目指す。

(5) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応を行う。

① 教育委員会との連携

- 関係生徒への支援・指導、保護者への対応
- 関係機関との調整

② 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携
(県教育委員会への依頼)

- 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 行政関係(市子ども課等)との連携

- 家庭相談員や民生委員等の活用
- 家庭の養育に関する指導・助言

⑤ 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療、指導・助言

第3 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 基本方針の見直し期間

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

(2) 基本方針の公開

学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

資料1 学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		P D C A	
	学校行事	生徒が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		保護者・地域との連携
4	対面式	新入生歓迎行事 人間関係づくり 学校生活について考える LHR	1 年生人権学習	職員研修 (学校基本方針の確認と目標の共有)		○毎週1回学年会を実施し、学年内の生徒状況について情報共有 ○毎週1回教育相談委員会を実施し、各学年の状況について情報共有と組織的対応について協議	PTA総会 (基本方針の説明) いじめ防止基本方針を公式ホームページに掲載 家庭訪問又は三者面談での相談	計画・目標作成
5	歓迎遠足 生徒総会	歓迎遠足での絆づくり いじめについて考える LHR	2・3 年生人権学習					
6		振徳祭について考える LHR	3 年生人権学習		アンケート① 心の面談期間	○毎月1回いじめ問題対策委員会を実施し、委員会の活動について協議		
7				人権教育研修 アンケート①の分析と取組改善の協議				
8		リーダー研修 (生徒会)		職員研修 (ASSESS 他)		○年3回の定例の職員会議及び必要に応じて臨時の職員会議でいじめの状況と学校生活について情報共有		中間評価と取組の改善
9							学年PTA集会	
10	体育大会	SNSについて考える LHR 体育大会での絆づくり			アンケート②			
11	文化祭	文化祭での絆づくり	統一人権学習 (命の大切さを考える)		心の面談期間	○緊急の事案については随時対策委員会を開催		
12	修学旅行	修学旅行での絆づくり	1・3 年生人権学習	アンケート②の分析と取組改善の協議		○アンケートの分析、取組の改善を検討し実践		中間評価と取組の改善
1			2 年生人権学習		アンケート③			
2		学校生活について考える LHR			心の面談期間			年間評価
3	クラスマッチ	クラスマッチでの絆づくり		アンケート③の分析、今年度の反省と次年度取組事項の協議				次年度計画作成

資料2 学校におけるいじめの防止の為の職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
 - ・いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要である。
 - ・いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報を共有し組織的な対応を行う。
 - ・いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校がいじめ問題対策委員会に報告し、学校の組織的な対応を行う。

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に共有させる。
- ・はやしたてたり見て見ぬ振りをしたりする行為もいじめを肯定している事だと理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者へと転換させる。
- ・一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導・教育相談担当教員》

- ・いじめ問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・全校集会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成させる。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組ませる。
- ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・いじめ問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(生徒総会による「いじめゼロ宣言」や相談箱の設置など)

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・休み時間・放課後の生徒との雑談や学級日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みなどを聞く。

《生徒指導・教育相談担当教員》

- ・定期的なアンケート調査や教育相談を定期的実施する。
- ・保健室や教育相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休みの校内巡視、放課後の地域巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受けとめられる体制を構築し、それが適切に機能しているか定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任・養護教諭等》

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・生徒や保護者の立場から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」》(以下、「組織」という)

※いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成される事が考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定する。

- ・教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・正確な実態把握に基づきいじめの認知を行う。いじめと認知された場合、指導・支援体制を組む(学級担任等、養護教諭、生徒担当教員、教育相談担当教員、管理職などで役割を分担)
 - ▽いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - ▽その保護者への対応
 - ▽教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 など
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所

轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応できるようにする。

③-A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた生徒に対して》

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除く。
- ・いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた生徒に対して》

- ・いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめられた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる生徒の指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を身につけさせる。
- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰か信頼する大人に知らせる勇気を持つことが大事であることを理解させる。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・状況に応じて、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切な引き継ぎを行う。

③-B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を取り除く。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料3 学校生活の中で見られるいじめのサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

日頃の学校生活の中で、生徒一人一人について各場面毎に確認をしたり、教育相談週間等を利用し、個別面談をする際の聞き取り項目として活用する。

(1) いじめられた生徒のサイン

場 面	学校生活における観察のポイント（生徒が示すサイン等）
登校時 朝SHR	<input type="checkbox"/> いつも一人で登校したり、表情が暗い。 <input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。 <input type="checkbox"/> 教職員の挨拶などの声かけ時に視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれず、体調不良等を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室してから、遅れて入室している。 <input type="checkbox"/> 遅刻や欠席、早退が増えてくる。 <input type="checkbox"/> 発言や態度に、周囲への過度な気遣いが見られる。 <input type="checkbox"/> 学習の準備をしないで、ぼんやりしていたり、そわそわ落ち着かない。
授業中	<input type="checkbox"/> 教科書やノート、宿題や課題等の忘れ物が多い。 <input type="checkbox"/> 教室に入れず、保健室やトイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 授業開始時、机上や周りに学習用具等が散乱している。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートなどに落書きがされていたり、汚されていたりしている。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている。 <input type="checkbox"/> おどおどして発言をためらったり、うつむいたりしている。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒が間違えたり失敗したりすると、やじられたり笑われる。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒をほめると、他の生徒が笑ったりしらけたりしている。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒が、学習内容と全く関係のないことを発言し（させられ）て、みんなの笑いものになっている。 <input type="checkbox"/> ペアやグループを作るとき、特定の生徒が取り残される。 <input type="checkbox"/> グループを代表して、特定の生徒ばかりが発表や活動をさせられている。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒に対して、周囲の生徒が机を離して座ろうとする。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒が入ったグループ等に、他の生徒が入りたがらない。 <input type="checkbox"/> 学習意欲が急になくなったり、明確な理由がなく成績が急激に下がる。
休み時間 等	<input type="checkbox"/> これまで仲のよかったグループから外されている。 <input type="checkbox"/> どのグループにも入らず、一人でぼつんとしている。 <input type="checkbox"/> 休み時間に、自分の席から離れようとしめない。 <input type="checkbox"/> 休み時間の度にトイレや保健室などにいることが多い。 <input type="checkbox"/> 友だちの誘いに、さえない表情で、ついて行っている。 <input type="checkbox"/> 用事のない場所にいたり、職員室にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているのに、本人の表情がさえないかったり、おどおどした表情をしている。 <input type="checkbox"/> 集団の中で、笑いものにされたり、からかわれたり、命令されている。 <input type="checkbox"/> 一緒にいる友だちに、過度な気遣いをしている様子が見られる。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒が周りの生徒に話しかけても、無視されて会話に入れない。 <input type="checkbox"/> グループ等での話題が特定の生徒の悪口や失敗談等が中心になり、おもしろがって会話している。

清掃時間	<input type="checkbox"/> 特定の生徒と同じ清掃区域になりたがらない。 <input type="checkbox"/> いつもみんなのいやがる仕事や場所が特定の生徒に割り振られる。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒だけが掃除をさせられている。 <input type="checkbox"/> 清掃後の授業に遅れてくることがよくある。 <input type="checkbox"/> 他の生徒は清掃を終えているのに、特定の生徒が掃除や後片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒の掃除を邪魔したり、ふざけた言動をしたりしている。
放課後	<input type="checkbox"/> SHR後、慌てるように下校する。また、用事もないのに学校に遅くまで残って、なかなか帰ろうとしない。 <input type="checkbox"/> SHRで配布したプリント等が特定の生徒にだけ渡らない。 <input type="checkbox"/> 下校近くになると、不安そうな表情をして落ち着かない。 <input type="checkbox"/> 特別な用事がないのに職員室など、教職員の近くにいる。 <input type="checkbox"/> 自転車通学なのに、他の生徒に付いて、走って下校している。 <input type="checkbox"/> 下校の際に、靴や傘などがよくなっていく。
部活動等	<input type="checkbox"/> 準備や後片付けをよく一人でさせられている。 <input type="checkbox"/> 遅れてくることが多くなったり、よく休むようになったりする。 <input type="checkbox"/> 部活動の途中で、体調不良をよく訴えてくる。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒にだけに集中した練習が行われたり、ヤジや冷やかしかがある。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒にだけボールが回ってこないなど、阻害されている。 <input type="checkbox"/> ペアやグループでの練習の時に、特定の生徒だけがいつも取り残される。 <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないで、退部や休部を言う。
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 理由の明確でない怪我等が見られたり、それを隠そうとしたり、衣服の破れやボタンが取れていたり、汚れが見られたりする。 <input type="checkbox"/> 不自然な言動が見られ、周囲の友だちの動きをととても気にする。 <input type="checkbox"/> 普段明朗な生徒が、急にふさぎ込んだりおどおどしたりしている。 <input type="checkbox"/> 体調不良をよく訴えたり、一人で保健室に行きたがったりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で行動することが多くなり、集団行動や行事（遠足や修学旅行等）を避けたりしている。 <input type="checkbox"/> いつも友だちの使い走り等をさせられるなど、言いなりになっている。 <input type="checkbox"/> いやなあだ名で呼ばれたり、「キモイ、ウザイ」等と言われる。 <input type="checkbox"/> 特定の生徒の机や椅子、持ち物にさわろうとしない傾向がある。 <input type="checkbox"/> 班決めで、特定の生徒が最後まで決まらなかったり、席替えで近くの席をいやがる。 <input type="checkbox"/> 個人の持ち物が紛失したり、壊されたり、いたずら書きされたりしている。 <input type="checkbox"/> 教室内の掲示物や黒板などに中傷や悪質な落書きが見られる。 <input type="checkbox"/> 筆記用具の貸し借りが多し。または、貸してくれない。

(2) いじめた生徒のサイン

場 面	学校生活における観察のポイント（生徒が示すサイン等）
学校生活全般	<input type="checkbox"/> 仲間同士で集まり、特定の生徒の方を見たり、ひそひそ話をしたりする。 <input type="checkbox"/> ある生徒だけに、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教職員が近づくと、急に話をやめたり、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な言動が目立ち、集団の中心的な存在になっている。 <input type="checkbox"/> ある生徒の意見だけに周りの生徒が従う様子が見られる。

資料4 家庭生活の中で見られるいじめのサイン

いじめられている生徒は、家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校と連携が図られるように、保護者に伝えておくことが大切である。

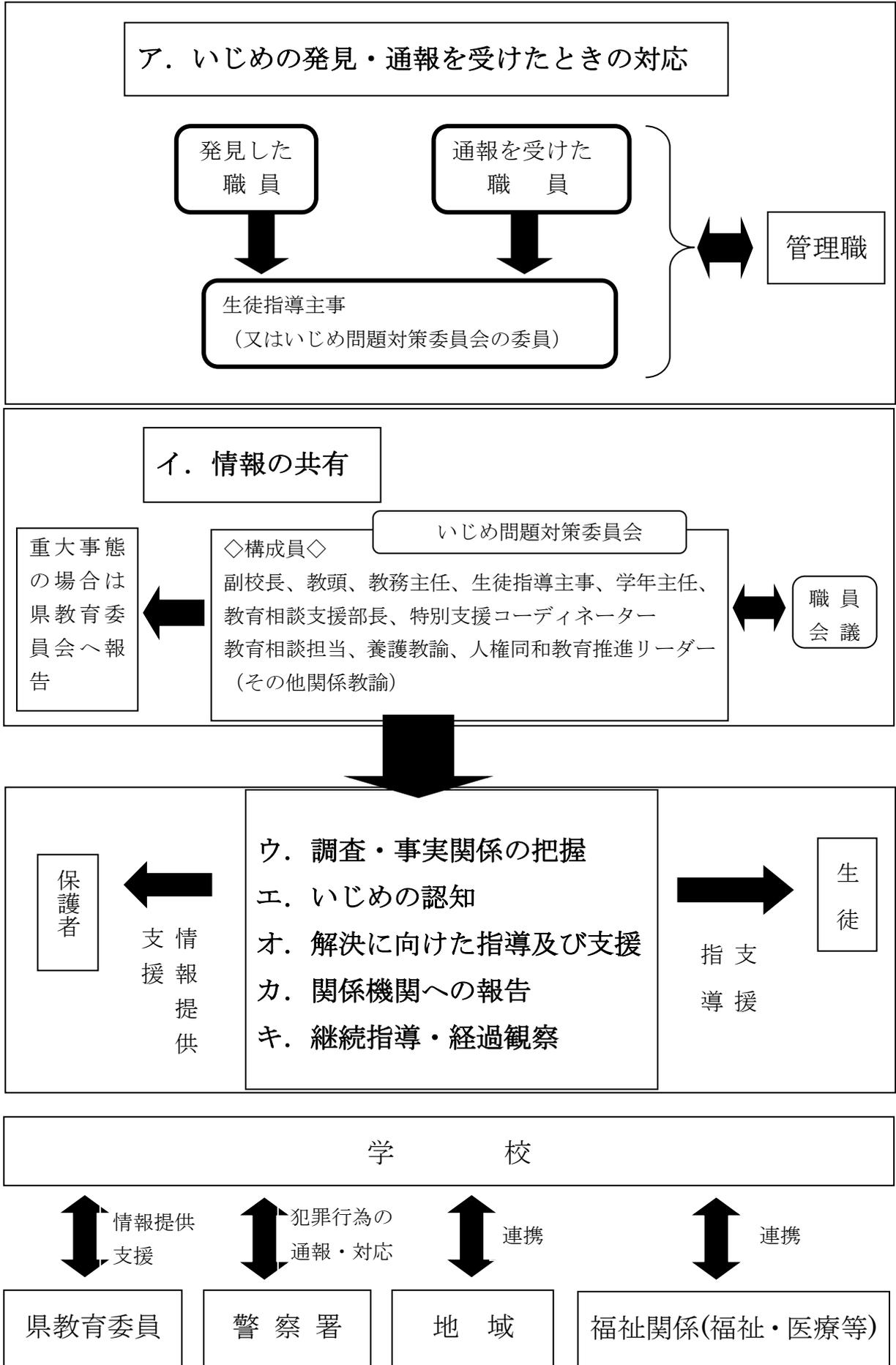
教職員は、学級懇談会やPTA総会など、下記の具体的なサイン表を保護者に示し、保護者自身が確認をすることで、日頃の子どもの様子を気にかけていただくと共に、小さなことでも気になることがあったら、すぐに学校に相談できるような体制を整えておくことが大切である。

(1) いじめられた生徒のサイン

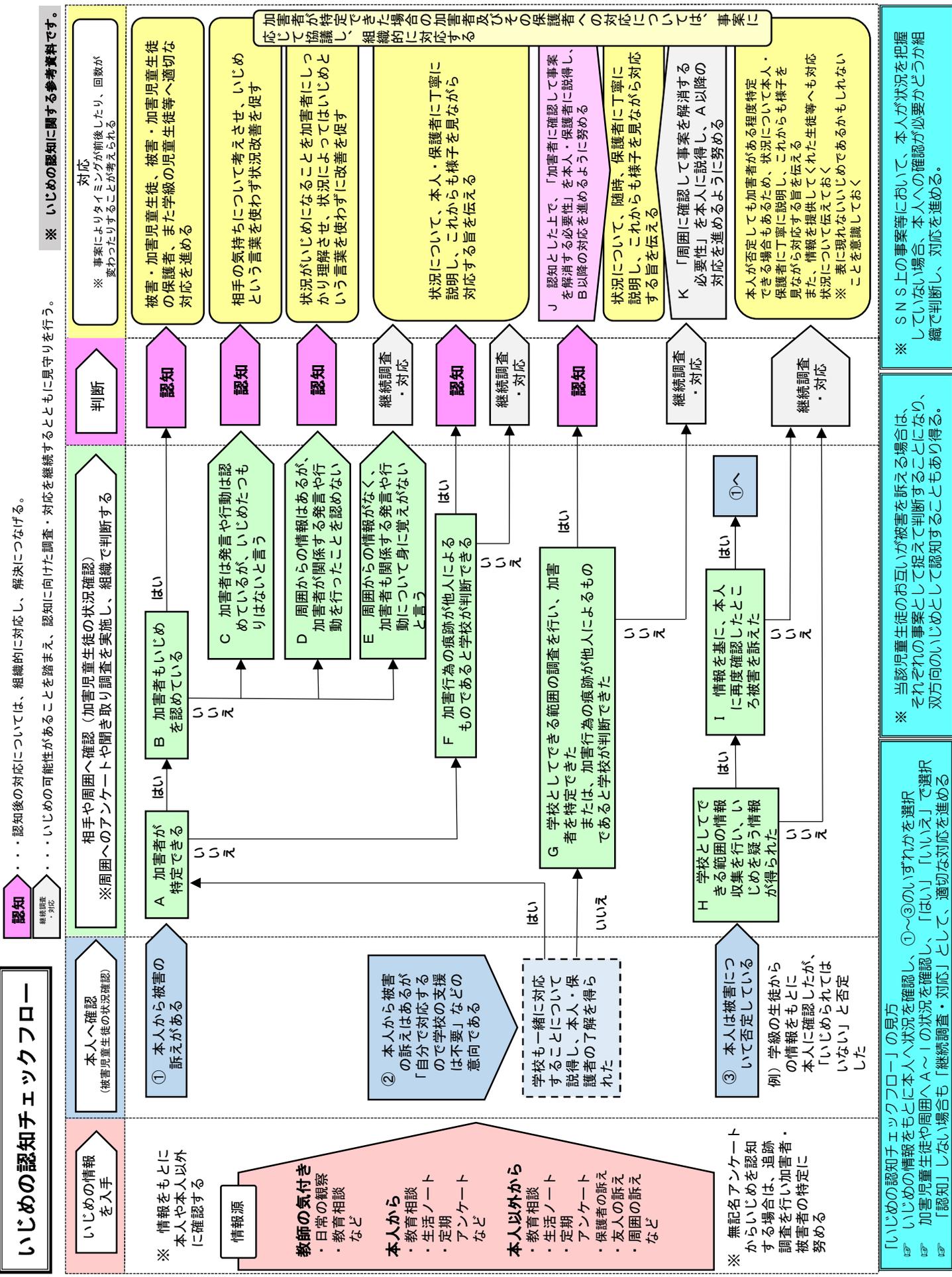
場 面	家庭生活における観察のポイント（子どもが示すサイン等）
朝 (登校前)	<input type="checkbox"/> 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。 <input type="checkbox"/> 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。 <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が増えた。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなり、だまって食べるようになる。
夕 (下校後)	<input type="checkbox"/> 携帯電話やメールの着信音におびえる。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかつたり、友人からの誘いをほとんど断る。 <input type="checkbox"/> 勉強しなくなる。集中力がなくなる。 <input type="checkbox"/> 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 親しい友だちが遊びに来なくなったり、遊びに行かなくなったりする。 <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクしたり、なくなったりする。
夜 (就寝前)	<input type="checkbox"/> 表情が暗く、家族との会話も少なくなる。 <input type="checkbox"/> 些細なことでイライラしたり、物にあたったりする。 <input type="checkbox"/> 学校や友だちの話題が減った。 <input type="checkbox"/> 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。 <input type="checkbox"/> パソコンやスマホをいつも気にしている。 <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。 <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある。
夜間 (就寝後)	<input type="checkbox"/> 寝つきが悪かったり、夜眠れなかつたりする日が続く。 <input type="checkbox"/> 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、破られたりしている。 <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、破れていたりする。

(2) いじめた生徒のサイン

場 面	学校生活における観察のポイント（生徒が示すサイン等）
家庭生活 全般	<input type="checkbox"/> 家族に対して、言葉遣いが荒くなる。 <input type="checkbox"/> 保護者の言うことをきかない。 <input type="checkbox"/> 人のことをばかにしたような言動をする。 <input type="checkbox"/> 買ったおぼえのない物を持っている。 <input type="checkbox"/> 与えたお金以上の物を持っている。 <input type="checkbox"/> 小遣いでは買えないものを持っている。



資料6 いじめの認知チェックフロー



※ いじめの認知に関する参考資料です。

……認知後の対応については、組織的に対応し、解決につなげる。
……いじめの可能性があることを踏まえ、認知に向けた調査・対応を継続するとともに見守りを行う。

別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組めます。

	項 目	時 期	
いじめ防止の取組	生徒 ○ホームルームでの話し合い活動（クラス会議） の実施	通年	
	主体 ○ボランティア活動の推進	通年	
	の ○生徒総会におけるいじめ問題についての討議 活動 (議題提案された場合)	5月	
	防 止 の 教 職 員 が 主 体 と な っ た 措 置	○生徒一人一人の実態に応じた分かる授業の実践	通年
		○職員相互の授業研究会の実施	通年
	の 取 組 ま れ る 措 置	○教育相談期間の設定 ・全生徒の個人面談の実施 ・「学校生活アンケート」後の個別面談の実施	6月・11月・2月
		○いじめに関する実態調査の実施 ・学校生活アンケートⅠ (ASSESS) の実施 ・学校生活アンケートⅡ (いじめ関係) の実施 ・県下統一アンケートの実施	6月・10月 6月・1月 10月
	の 取 組 ま れ る 措 置	○教科やホームルーム等を中心にした人権教育や 情報モラル教育の実施	学期に1回ずつ
		○外部講師による人権教育に関する講演会の実施 ・いじめに関する紙上討論	4月(1年生)
		○PTA総会での「いじめ防止基本方針」の保護 者向け説明	4月
いじめの早期発見の取組	○オープンスクールや学級懇談会を利用したいじめ の防止等に関する説明の実施	5月・7月	
	い じ め の 早 期 発 見 の 措 置	○いじめに関して、生徒が発する具体的サイン一 覧表の作成と共有 (※別紙参照)	通年 4月(共有)・3月(見直し)
		○教育相談期間における個人面談の実施	6月・11月・2月
	の 取 組 ま れ る 措 置	○学校生活アンケートⅠ (ASSESS) の実施	6月・10月
		○学校生活アンケートⅡ (いじめ関係) の実施	6月・1月
	の 取 組 ま れ る 措 置	○県下一斉アンケートの実施	10月
		○職員会議・職員連絡会・学年会・教育相談委員 会等での情報の共有	通年
	の 取 組 ま れ る 措 置	○進級時における生徒情報の確実な引き継ぎ	4月(通年)
		○過去のいじめ事例の蓄積(具体的な内容と対応)	通年
		○新入学時における中学校との情報共有・連携	3月・4月
の 取 組 ま れ る 措 置	○地域住民からの積極的な情報収集	通年	

※計画の作成・実施に当たっては、教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していきます。

「子どもの心が開くとき子どもと心が通うとき」

子どもの心を開くこと、そして、その先にある子どもと心を通わせることは、子どもに関わる私たち教職員や親にとって永遠の命題かもしれません。子どもの心を開き、子どもと心を通わすには、朝の「おはよう。」といったことばかけなど、日々の小さなかわりの積み重ねが何よりも大切なようです。

県南地域の高校で最も多くの生徒たちが在籍する日南振徳高校においても、様々な理由で教育相談室や保健室を利用する生徒は一年間ではかなりの数になります。

相談室や保健室に携わっている私たちは、来室した生徒一人ひとりのことをかけがえない大切な存在であると想い、我が子の幸せを祈る母親や成長を喜ぶ父親と同じように、やさしく穏やかな気持ちで接するように心がけています。

何かしらのストレスや悩みを持った生徒や保護者にとって、気楽に利用できる「開かれた相談室」でありたいと思っています。保護者の皆様方も一人で抱え込まずに、下記のご案内のとおり、気軽にご相談下さい。入学式前や長期休み中のご相談も可能です。子どもさんのことを一緒に考えていきましょう。お待ちしております。

教育相談室の利用について

※相談室には、教育相談担当の職員が常駐して、生徒や保護者の相談に常時対応します。

保護者相談のご案内

- ① 相談時間…原則として授業実施日 月～金の 8:50～16:00

(※保護者との相談は、予約により、この時間外にも行っています。)

- ② 相談方法…学校での面談または電話による相談

(※家庭訪問をする場合もありますが、できるだけ学校での面談を！)

- ③ 申し込み…電話の場合 (学校TEL 0987-25-1107)

・『教育相談室をお願いします。』と言ってください。

(※名前を名乗らなくても大丈夫です。)

・面談の場合

・必ず電話での事前予約をしてください。

担任を通しての予約も可能です。

(※相談者同士の重なりを防ぐためです。)

- ④ 相談室の場所…

A棟1階西側「教育相談室」

(※事務室・正面玄関のある3階建ての建物の1階一番奥、保健室の隣です。)



お 気 軽 に ご 相 談 を !

